CHAPTER

08

防災力の強化と
公益的機能の維持・発揮

第８章　防災力の強化と公益的機能の維持・発揮

目指す姿（5年後）

○　ため池の補強や廃止などハード対策が着実に進むとともに、保全活動や点検により、ため池等の農業用施設が適正に管理され、農業用水が確保されるとともに、公益的機能が維持･発揮されています。
○　海岸保全施設などの県管理施設が適切に維持管理され、安全で快適な日常生活を営む基盤が形成されています。
○　また、効率的かつ効果的な治山施設の整備や、既存施設の老朽化対策を進めることで、山地災害が未然に防止され、県民への影響が減少しています。
○　加えて、人工林や里山林において、荒廃すると県民生活への影響が大きい箇所を中心に、*間伐などの森林整備や保全活動が進み、*森林の持つ公益的機能が維持･発揮されています。

目指す具体的な状態

○　ため池の健全度評価の結果に基づいて、計画的に補強や廃止などハード対策が着実に進むとともに、地域住民を中心とした保全活動や専門技術者の定期点検、管理者の日常点検によって、ため池の異常を早期に発見でき、災害を未然に防止できています。
○　海岸保全施設などの県管理施設において、最適な資源配分による効果的なハード対策や機能保全対策が進んでいます。
○　保全対象の重要度や崩壊等の危険度の高い*山地災害危険地区を中心に治山施設の整備が進むとともに、老朽化が進んでいる既存治山施設においても、優先すべき施設から対策が進んでいます。
○　手入れ不足の人工林約 3.4 万 ha のうち、民家や農地などの保全対象に近い森林や、水土保全の観点から重要度の高い森林を中心に、林業経営体等による間伐が進んでいます。
○　また、民家や農地などの保全対象を勘案し、優先して整備すべき里山林を中心に、地域住民団体や*森林ボランティア団体などにより、目的に応じた適切な森林整備や保全活動が進んでいます。

目指す姿の設定の考え方

○　ため池の健全度評価の結果、多くのため池で対策が必要と判明したことから、農業利用を継続する池は補強を、利用しない池は廃止を着実に進めるとともに、工事が完了するまでの間は、ため池が決壊した場合でも人的被害を未然に防止できるよう、保全活動を着実に行うとともに、点検によりため池の異常を早期に発見する必要があります。
○　海岸保全施設などの県管理施設の箇所ごとに優先度に基づく効果的な整備を行うとともに、機能保全対策を進める必要があります。
○　山地災害を防止するため治山施設の整備を実施してきたが、未着手の山地災害危険地区は多く存在しており、優先度を判定するなどして着実に取り組む必要があります。
○　手入れ不足の人工林や放置された里山林は広く存在しており、県民生活への影響が大きい箇所を中心に継続的に整備する必要があります。

施策の推進方法

○　市町と連携しながら、評価結果等に基づく影響度の大きさなどにより優先順位を整理し、確保できるリソースなどを総合的に勘案した上で、ハード･ソフトの両面から効果的な防災対策を推進します。
○　海岸保全施設などの県管理施設において、市町と連携し、保全対象となる農地の状況等を踏まえ、優先度に基づき計画的に整備を行うとともに、機能保全対策を進めていきます。
○　治山施設の整備に当たっては、地元からの要望を踏まえ、市町と連携し、保全対象の重要度や崩壊等の危険度により優先度判定を行い、計画的に対策を実施します。
○　森林の公益的機能が維持･発揮されるよう、適切な保全管理のための取組や体制づくりを支援します。

Ⅰ　防災力の強化と農地・農業用施設の適正管理

1　これまでの取組の成果と課題

（1）ため池総合対策の推進

○　防災重点ため池の名称、位置及び浸水想定区域に関する情報を、「広島県ため池マップ」等を通じて情報提供するとともに、作成した浸水想定区域図を基に、市町において避難所など住民が避難に必要とする情報を付加した「ハザードマップ」が作成・公表されるよう支援に取り組みました。

○　「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、令和３年度から３年間で、県内全ての*防災重点農業用ため池約 6,500 箇所の劣化や豪雨に対する診断を行い対策が必要な約 4,000 箇所の池が判明し、加えて、工事が必要なため池を優先して、地震に対する安全性の評価を行いました。

○　こうした健全度評価と併せて、学校などの避難所や防災活動の拠点となる施設への浸水による影響の有無などにより、市町と連携して優先順位を定め、約 900 箇所について工事が完了しました。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R7)	目標値 (R7)	達成状況
防災重点ため池の防災工事(補強･廃止)の完了箇所数 下段の[　]は累計	4箇所 [463 箇所]	99 箇所 [903 箇所]	68 箇所 [883 箇所]	達成

【図1　広島県ため池マップによる防災情報の提供】

【図2　劣化･豪雨に対する診断の様子】

（2）地すべり防止･海岸保全施設の保全対策

○　農地や農村地域の安全・安心の確保に向け、地すべり防止施設や海岸保全施設の整備及び改修などを計画的に進めました。

（3）生産基盤の保全管理

「第2章　Ⅲ　担い手への農地集積と基盤整備･保全管理を参照」

2　考慮すべき情勢変化

○　近年、台風や集中豪雨に伴う風水害や土砂災害、地震災害などの自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生しています。

○　人件費や資材価格等の高騰により、防災工事における１箇所当たりの事業費が増大しており、年度ごとの工事箇所数が減少傾向にあります。

【図3　労務単価の推移(国交省 HP)】

3　目指す姿の実現に向けた取組の方向

○　ため池の補強や廃止などのハード対策を着実に進めるとともに、適正な管理のための技術的サポートや状態把握などのソフト対策を一層充実・強化させ、ハード・ソフト対策を相互に関連・補完させながら、あらゆる関係者と協働して、被害の未然防止を図ります。

4　具体的な行動計画（具体的な取組内容）

(1) ため池総合対策の推進

(ア)防災工事(補強･廃止)

○　防災工事の実施については、決壊による人への被害が発生しないよう、「農業利用するため池」に対しては管理者による適切な管理体制の確保と補強対策を行う。また、「利用されなくなったため池」に対しては、まずは、水位を低下させ、安全性を確保した上で、順次、廃止工事を行うことが重要です。

○　このため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（ため池工事特措法）」に基づき実施した防災重点農業用ため池の劣化・豪雨診断の結果をもとに、健全度や決壊した場合の下流への影響の大きさなどから、防災工事の優先度を定め、各市町と連携して実行計画を作成し、県・市町の役割分担のもと、防災工事を着実に推進します。なお、防災工事の実施に当たっては、地域の自然環境との調和に配慮しながら進めます。

【図4　補強工事（改修）】

【図5　廃止工事】

（イ）管理体制の確保

○　適正な管理体制を確保するため、ため池管理者に対して、日常的な施設点検、堤体の草刈り、洪水吐の清掃、簡易な補修・補強等の保全活動が行われるよう情報の周知や技術的なサポートを行います。また、*広島県ため池支援センターによるため池の状態把握を行うとともに、得られた情報をため池管理者等と共有し、状態に応じて市町と調整しながら必要な対策を講じます。

【図６　専門技術者による点検状況】

【図７　ため池管理の様子】

（2）地すべり防止･海岸保全施設の保全対策

○　地すべり防止施設や海岸保全施設については、農地などへの被害を未然に防止するための施設整備と機能保全対策を計画的に進めていきます。

（3）生産基盤の保全管理

「第２章　Ⅲ　担い手への農地集積と基盤整備・保全管理を参照」

5　指標

指標項目	前計画策定時 基準値(R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
防災重点農業用ため池の防災工事(補強・廃止)の完了箇所数（累計）	463 箇所	903 箇所	1,243 箇所
（目標設定の考え方） 農業用ため池の決壊などによる災害の未然防止に向けては、ソフト対策を組み合わせつつ、ハード対策を計画的に実施することが重要です。しかしながら、防災重点農業用ため池の防災工事（補強・廃止）を全て終えるには相当な時間を要するため、過年度実績を考慮しつつ、R12 が期限の「ため池工事特措法」の有利な財源等を活用し、県・市町で定めた実行計画を着実に推進していくよう、目標値を設定しました。			
ため池の状態の定期的な把握	―	―	1,247 箇所/3 年
（目標設定の考え方） 劣化診断の結果、堤体の健全度が低い評価Ｃの 1,247 箇所のため池について、工事着手までの間、経年劣化による急激な進行を見逃さないよう、３年周期で専門技術者によるパトロールを実施していくことを目指し、目標を設定しました。			

Ⅱ　山地災害防止に向けた取組

1　これまでの取組の成果と課題

○　平成 30 年７月豪雨以降は、災害関連の復旧工事に注力し、計画的に取り組んだことにより、未着手の山地災害危険地区のうち、新たに 134 箇所（R3～6）の治山施設を整備しました。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R7)	目標値 (R7)	達成状況
山地災害危険地区における治山施設整備の着手箇所数	5,336 箇所	5,533 箇所	5,516 箇所	達成

○　その他の地区においても防災対策として治山施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽化対策を実施することで、山地災害の防止・被害軽減を図ってきました。

○　一方で、県内における未着手の山地災害危険地区は約 19,000 地区となっており、全地区を整備するまでに相当の期間を要します。

未着手の山地災害危険地区と整備着手箇所数の関係性

（危険地区数）	－	（工事着手地区数）	＝	（未着手地区数）
24,447 地区	－	5,451 地区	＝	18,996 地区

2　考慮すべき情勢変化

○　気候変動の影響に伴い自然災害が激甚化・頻発化している状況にあります。

○　近年、人件費や資材価格等の高騰により、１箇所当たりの事業費が増大しており、年度ごとの山地災害危険地区の着手箇所数が減少傾向にあります。

3　目指す姿の実現に向けた取組の方向

○　山地災害による県民への影響が最小限に抑えられるよう、治山施設の計画的かつ効率的な整備や、老朽化が進行する既存治山施設の適正な維持管理などのハード対策に加え、山地災害リスクの周知や防災情報の提供などのソフト対策に取り組みます。

４　具体的な行動計画（具体的な取組内容）

（1）治山施設の整備･老朽化対策の実施

○　集中豪雨等による山地災害を未然に防止するため、保全対象の重要度や崩壊等の危険度により優先度判定などを行い、計画的かつ効率的に治山施設の整備を進めます。

○　治山施設の機能が効率的・効果的に発揮し続けるよう、維持管理を進めるために策定した「個別施設計画」に沿って、着実に老朽化対策を進めます。また、５年に１度の間隔で実施している定期点検により施設の現況把握を行い、「個別施設計画」に反映させます。

【治山施設の設置状況（呉市住吉谷地区）】

（2）山地災害に関する情報発信

○　山地災害のリスクや防災情報を県民及び自主防災組織等が直接入手できるよう、ホームページにおける情報提供や、地域、学校等を対象とした防災教育の充実に取り組みます。

【広島県山地災害危険地区情報システムによる情報提供】

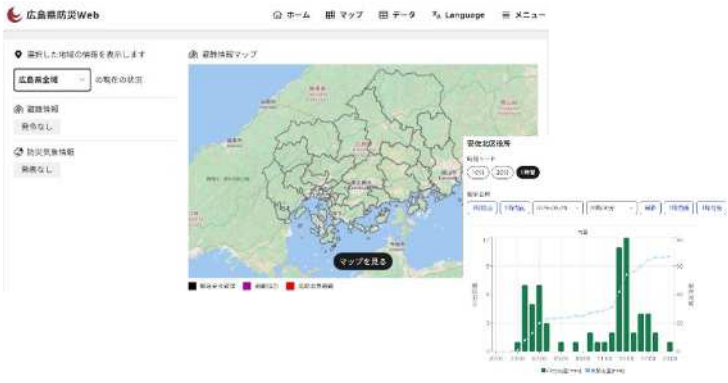

【広島県防災Ｗｅｂによる治山雨量観測局データの提供】

5　指標

指標項目	前計画策定時 基準値（R1）	現状値 （R7）	５年後の目標値 （R12）
山地災害危険地区における治山施設整備の着手箇所数	（5,336 地区）	（5,533 地区）	
		5,451 地区	5,576 地区
（目標設定の考え方） 山地災害による県民への影響が最小限に抑えられるよう、過去 10 年間の着手箇所数と事業費の実績値から、毎年 25 箇所に着手することを目指し、目標を設定しました。			

○　山地災害危険地区における治山施設整備の着手箇所数の上段（括弧書き）は、令和８年３月末時点の危険地区数（24,738 地区）に対する着手箇所数

○　山地災害危険地区における治山施設整備の着手箇所数の下段は、危険地区の再点検後（令和８年４月１日現在）の危険地区数（24,447 地区）に対する着手箇所数

注）山地危険地区数の減少（24,738 地区→24,447 地区）は、再点検結果によるもの。

Ⅲ　森林の公益的機能の維持

1　これまでの取組の成果と課題

○　荒廃すると県民生活への影響が大きい人工林の間伐を実施し、手入れ不足の人工林約3.9 万 ha（R2）のうち、4,232ha（R3～7）を解消しました。

指標	基準値（R1）	直近実績値（R7）	目標値（R7）	達成状況
手入れ不足の人工林間伐面積	617 ha/年	836 ha/年	1,050 ha/年	未達

○　森林所有者との調整が円滑にできる人工林の整備は進んでいる一方で、森林の境界確認や所有者の所在等の確認が必要な人工林が増えており、整備実施を停滞させる要因となっています。

○　里山林を対象として、山地防災や鳥獣被害防止など地域課題の解決に資する森林整備の実施や、森林ボランティア団体等の設立・活動への支援等により、里山林を活用しながら管理する団体数が 69 団体（R2）から 113 団体（R7）まで増加しました。

指標	基準値（R1）	直近実績値（R7）	目標値（R7）	達成状況
里山林を活用しながら管理する団体数	67 団体/年	113 団体/年	109 団体/年	達成

○　一方で、里山林は県内に広く分布しており、放置林の荒廃が進んでいる上、里山林は樹種や成立本数など森林の状況が多様であるため施業方法の確立が難しく、伐採等の施業に手間やコストがかかり、整備が十分に進んでいない状況です。

2　考慮すべき情勢変化

○　今後、生産年齢人口（15～64 歳）は減少する見込みであり、特に中山間地域においては人口減少が顕著となることから、林業や森林保全活動の担い手不足のほか、不在村森林所有者の増加や世代交代の進行により、森林整備に係る同意取得や境界確認がさらに困難になることが懸念されます。

3　目指す姿の実現に向けた取組の方向

○　森林の境界確認等に係る支援により、手入れ不足の人工林の間伐を一層推進するとともに、所有者の施業意思がない森林については、森林経営管理制度等を活用して公的な整備を進めます。

○　民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を抽出した上で、優先して整備すべき区域を推定するとともに、里山林整備における目的ごとの施業ガイドラインを示し、計画的かつ効果的な整備を推進します。

４　具体的な行動計画（具体的な取組内容）

（1）人工林対策

○　民家や農地などの保全対象に近い人工林や、水土保全の観点から重要度の高い人工林を中心に、*ひろしまの森づくり県民税等を活用して手入れ不足の人工林の間伐を推進します。

○　間伐を進めるにあたり、リモートセンシングを活用した森林境界明確化の技術を県内市町に展開し、地形や目印、樹種の境界を明らかにすることで、森林の境界確定を推進します。

○　森林所有者の所在確認が必要な森林については、探索・交渉への必要経費の支援等により所有者を特定するとともに、所有者の施業意思がない場合は、森林経営管理制度の活用による公的な森林整備を進めます。

手入れ不足の人工林

間伐により手入れされた人工林

(2) 里山林対策

○　民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を県内全域で抽出した上で、優先して整備すべき区域を推定し、着実に里山林整備を進めます。

○　山地防災や鳥獣被害防止に向けたバッファゾーン（緩衝地帯）の設置など、里山林整備における目的ごとの施業ガイドラインを示し、効果的で効率的な整備を推進します。

○　森林保全活動や森林・林業体験活動、子どもの体験学習などに取り組む地域住民団体等に対し、必要経費の支援のほか、県民への活動の周知等により取組を推進します。

○　森林ボランティア団体に対して、初期投資や安全技術の習得、活動フィールドの確保に向けた支援のほか、情報交換や人材育成のための団体間の連携体制の構築を推進します。

○　松くい虫被害やナラ枯れ被害の対策として、県民生活や景観上重要度が高いなど、保全すべき森林及び周辺区域において、被害木の伐倒や薬剤くん蒸による防除を実施するほか、防災等の機能が著しく低下している被害地においては地域特性に応じた森林の再生を図ります。また、病虫害に強い里山林を目指し、被害を受けやすい高齢木の適切な伐採と更新、及び薪やシイタケ原木などへの広葉樹の活用を推進します。

鳥獣被害対策のバッファゾーン(緩衝地帯)整備

里山林における子どもの体験学習

5　指標

指標項目	前計画策定時 基準値(R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
手入れ不足の人工林の間伐面積	617ha/年	836ha/年	940ha/年
（目標設定の考え方） 手入れ不足の人工林約 3.4 万 ha の解消を目指し、ひろしまの森づくり事業や森林環境譲与税等による年間の間伐必要面積を算出し、目標を設定しました。			
適切に整備されている里山林の面積	―	138ha/年	200ha/年
（目標設定の考え方） 民家や農地などの保全対象に近く、優先して整備すべき里山林約 2.4 万 ha のうち、施業・維持管理ができる森林の年間の整備必要面積を算出し、目標を設定しました。			